

「菱山小学校いじめ防止基本方針」

「甲州市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の「いじめ防止基本方針」を次のとおり策定する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の学校生活や学習活動において、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、また、行われるいじめを放置することがないように、いじめの問題に関する児童の理解を深めることを主旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われるいじめを放置してはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見とともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Q-U調査等を活用して、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- 心豊かな児童の育成をめざし、生命を尊重し、思いやりの心を育てるために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 毎月、いじめ防止対策委員会及び生徒指導会議を行い、早期発見、早期対応に努める。
- 各学期〔6月・11月・2月〕に「生活アンケート」を実施し、必要に応じて児童への聞き取り調査を行い、個別に指導を行う。
- いじめの問題を自分のことと捉え、いじめは重大な人権侵害であることや、いじめを止めさせる行動をとることの重要性を理解させるための指導を行う。
- 特別に支援の必要な児童については、全職員で情報交換を行い、全校的な体制で取り組む。
- 保護者並びに地域住民が学校運営に参画する「菱山小学校学校運営協議会」や、その他関係機関との連携を図り、必要な啓発活動を進める。
- 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

②いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するため、各学期に全校児童の「生活アンケート」調査を実施する。
- 特に、11月をいじめ防止月間とし、「生活アンケート」調査実施後、担任との面談を実施する。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところでいじめが発生している場合もあるので、背景の事情を、面談を通して調査する。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- インターネットや携帯電話を通じて行われる**高度化・巧妙化する**いじめに対しては、関係機関と連携するなどしてその状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育を推進し児童の意識向上を図るとともに、保護者と連携した取組を進める。
- ICT端末を使用する際には、甲州市及び本校が定めている活用のためのルールに従い、個人情報の漏洩や人権を侵害する行為を防止するための指導を行う。

⑤感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止

- 新型コロナウイルス感染症等の感染者やその家族、また治療にあたる医療従事者やその家族に対する差別や偏見、誹謗中傷は絶対にあってはならないことであり、人権の侵害につながることを十分に認識するよう指導を行う。
- 感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行い、差別や偏見によるいじめが生じないように十分に配慮する。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学年担任、必要に応じて、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）・SC（スクールカウンセラー）・学校医・所轄警察署・児童相談所・家庭相談員を要請する。
- 〈活動〉生活アンケート調査並びに教育相談に関すること。
児童の学校生活や学習規律に関すること。
いじめのケースについて、対応や指導に関すること。
- 〈開催〉毎月定期的で開催し、特にいじめ事案発生時には、早急に開催する。

②いじめに対する措置

- いじめに関する相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行い、日常的に注意深く観察を行う。
- いじめを受けた児童が安心して学習できるような環境づくりを行う。
- いじめの事案に関する情報は、学校と関係保護者とが共有できるように必要な措置を講ずる。
- いじめ解消については、いじめの行為が3か月を目安として止んでいること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つが満たされていることを基本とし、他の事情も考慮して判断する。
- いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。※別記例参照

(3) 重大事態への対処

児童の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）に沿った報告・調査等を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ③ 当該事態の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。なお、児童や保護者からいじめにより重大な事案が生じたという申し立てがあった場合は、事実関係をしっかり調査し、安易な判断をせず丁寧に対応する。
- ④ 児童生徒や保護者から、重大事態の申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
 - ・申し立てがあった旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
 - ・教育委員会と協議の上、当該事態に対処する。
 - ・学校いじめ対策組織において、必要な聴き取りやアンケート調査を行い、いじめの有無を確認する。
- ⑤ 「学校における平時からの備え」チェックリストを活用し、学校の重大事態への対処を見直し続ける。

(4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握や指導を適切に行うため、学校評価に「いじめ防止の取組に関する」項目を設定し、適正に本校の取組を評価する。

別記

※警察に相談・通報すべきいじめの事例

○暴行（刑法第208条）

- ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす。

○傷害（刑法第204条）

- ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。

○強制わいせつ（刑法第176条）

- ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○恐喝（刑法第249条）

- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

○窃盗（刑法第235条）

- ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- ・財布から現金を盗む。

○器物損壊等（刑法第261条）

- ・自転車を壊す。
- ・制服をカッターで切り裂く。

○強要（刑法第223条）

- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

○脅迫（刑法第222条）

- ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）

- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し

、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

○自殺関与（刑法第202条）

・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。

○児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。

・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。

・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。

・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。

○私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）

・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。